

北九州市環境教育等による環境保全の取組の促進に係る体験の機会の場の認定に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号。以下「法」という。)第20条第1項の規定に基づく環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場(以下「体験の機会の場」という。)の認定事務について、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則(平成24年 文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「省令」という。)で定める以外の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「体験の機会の場」とは、土地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(国民、民間団体等に限る。)が、当該土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい場をいう。

(申請者)

第3条 体験の機会の場の認定の申請を行うことができる者は、土地又は建物(当該土地又は建物の全てが北九州市内に所在している場合に限る。)の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

(1) 法第20条第4項に規定する者

(2) 北九州市暴力団排除条例(平成22年北九州市条例第19号)第2条に該当する者

(認定の申請)

第4条 体験の機会の場の認定を受けようとする者は、法第20条第3項第1号から第3号までに定める事項及び省令第9条各項各号に定める事項について記載した申請書を市長に提出することとなるが、申請書(様式第1～10)の作成にあたって必要となる事項を次のとおり定める。

(1) 省令第9条第2項第1号に定める住民票の写し、省令第9条第2項第2号に定める法人の登記事項証明書及び省令第9条第2項第9号に定める土地若しくは建物の登記事項証明書は、直近の3か月以内に発行されたものとする。

(2) 省令第9条第2項第3号に定める法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書類は、様式第2によるものとする。

(3) 省令第9条第2項第6号の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置について記載した書類は、次のとおりとする。

ア 参加者及び実施者の安全確保のための対応マニュアル(天候急変時の対応、傷害保険等の加入、事故時の応急措置体制、その他安全確保のための必要な事項の記載を含む)

イ 火災・震災等の避難訓練マニュアル

ウ 認定の申請に係る建築物の消火器の設置、非常照明器具等の消防法に基づく設備が把握できる書面

エ 体験の機会の場とその周辺との区分、危険箇所の表示や周囲の柵設置等による安全管理の実施を示した書面

カ 直近過去3年間の固定資産税の納税証明書(該当する場合のみ)

オ 警備を委託している場合にあつては、警備会社との契約書の写し

(4) 省令第9条第2号第7号の知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類

(5) 北九州市暴力団排除条例(平成22年北九州市条例第19号)を遵守し、暴力団排除に協力する旨を記載した誓約書を様式第10により提出するものとする。

(6) その他、市長が必要と認める書類を提出するものとする。

(認定)

- 第5条 市長は、認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の内容等が、法20条第1項及び省令第8条に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときは、認定を行うものとする。なお、施設等の安全管理については、従前どおり施設管理者において行うものとする。
- 2 市長は、認定しようとするときは、あらかじめ市教育委員会に協議するものとする。
 - 3 市長は、必要に応じて、追加資料等の提出を求め、又は現地調査を実施するものとする。
 - 4 市長は、第1項の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする（様式第11）。
 - 5 市長は、認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の内容等が、法20条1項及び省令第8条に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする（様式第12）。

(認定の有効期間)

第6条 法第20条の2第1項に定める認定の有効期間は、5年間とする。ただし、体験の機会のある場で行う事業のために当該体験の機会のある場を提供する期間が5年間に満たない場合は、その期間とする。

(有効期間の更新)

- 第7条 第6条の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間の満了する日の30日前までに、様式第13による申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の認定は、第5条及び第6条を準用する。

(変更及び廃止等)

第8条 認定を受けた者は、第4条にかかる事項を変更したときは、様式第14により、認定体験の機会のある場の提供を行わなくなったときは、様式第15により、遅延なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(運営の状況の報告)

- 第9条 認定を受けた者は、次に掲げる事項を記載した報告書（様式第16～20）を、毎年度、5月31日まで（認定体験の機会のある場の提供を行わなくなったときは当該日より30日以内。）に市長に提出しなければならない。
- (1) 前年度における認定に係る体験の機会のある場で行う事業の実施の状況
 - (2) 前号の事業に係る収支決算
- 2 前項各号に掲げる事項については、当該認定に係る体験の機会のある場で行う事業が年度を超えて行われる場合等年度ごとの実施の状況及び収支決算の報告が困難であると認められるときは、当該事業終了後30日以内に前年度の6か月以上の期間を含む1年以上の期間における報告を行うものとする。

(助言等)

第10条 市長は、認定を受けた者に対し、認定体験の機会のある場の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言をすることができる。

(認定の取消し)

- 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
- (1) 認定体験の機会のある場で行う事業の内容等が、法20条1項及び省令第8条に掲げる要件に適合しなくなったとき。
 - (2) 認定を受けた者が、第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 認定を受けた者が、前条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しを行った場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を認定の取消しを受けた者に通知するものとする（様式第21）。

(所在地による認定事務の取扱)

第12条 体験に機会の場合として提供される土地又は建物の一部が、北九州市に隣接する市町村域内に含まれる場合における認定に関する事務については、福岡県知事が行う。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

提出様式一覧

申請関係	様式第1	申請書	変更等	様式第13	更新申請書
	様式第2	誓約書（欠格条項）		様式第14	変更届出書
	様式第3	事業実績報告書		様式第15	廃止届出書
	様式第4	収支決算書	事業報告関係	様式第16	実施状況報告書
	様式第5	事業計画書		様式第17	実施状況
	様式第6	収支予算書		様式第18	収支実績
	様式第7	安全対策		様式第19	安全対策実施状況
	様式第8	事業実施体制		様式第20	事業実施体制
	様式第9	同意書			
	様式第10	誓約書（暴排）			